

多様な学び保障法を実現する会 2022年度総会 議事録

日時：2022年7月23日(土) 18:00-19:10

場所：オンライン (Zoom)

出席者：33名

議長：汐見稔幸

【開会】司会：佐藤雅史

・開催要件と議決方法について：本日の総会が開催の要件¹を満たしていることと、議決は出席者の過半数の賛成をもって成立することを確認。

・議長の指名：慣例に基づき、役員と事務局による会議から、当会顧問の汐見稔幸氏を推薦⇒異議なし。

【議事】

1.報告事項 2021年度について

・2021年度事業報告・会計報告 事務局

総会議案書² P.3~6のとおり

主な収入は、科目上イベントの参加費収入となっておりますが、実際には、年会費も含まれています。これは、イベントの参加費を年会費として納めることができ、また、年会費を納めることで、無料でイベントに参加できるという仕組みをとっているためです。

・2020年度・2021年度会計監査報告 監事：辻正矩

6月1日に、2021年度、2020年度の会計監査を実施しました。会計報告のとおりで相違ありません。

⇒異議なく承認された。

2.審議事項

1.当会の解散について 代表：江川和弥

当会は、多様な学びを推進する団体として、子どもの人権侵害に対する私たちの責任が、内外から問われることとなりました。

2021年9月の共同代表の交代後も、引き続きの課題としてこのことに取り組むことになり、結果、組織運営に困難を抱え、それを乗り越えることができませんでした。

この会の本来の活動である、多様な個性の子どもたち、多様な状況を生きる子どもたちが、安心して育ち、自他を尊重し、個性を伸ばし、幸せに成長できる社会の実現のための事業や、運動を展開することができない状態になりました。

このため、この会を解散することを、運営会議の議決を経て、審議事項として提案します。

総会議案書P.7 より

◆質疑応答

意見

解散に至る事情について、詳しい説明が無いと、議決のための判断ができない。

説明 江川代表

昨年の9月の役員交代では、5人の共同代表体制になり、議論をしながら事業を進めていくこと

¹ 会則：<https://aejapan.org/wp/convention/> 総会の定足数の定めなし。

² 総会議案書：<https://aejapan.org/wp/wp-content/uploads/giansyo20220723.pdf>

になりました。その経緯の中で、東京シューレの性加害事件³について、重大な事件であるとの受け止めは、概ね一致はしていたものの、この会がどのように対応するかに関しては、個々の共同代表の中で、受け止め方の違いがあったことは事実です。

この多様な学びは、子どもの権利を擁護するという、権利保障の立場の上に成り立っているため、このことは常に議論になってきました。

実際問題、この会として、我々としてどう受け止め、誰がどう向き合うか、どのように対応するか、また、会員の皆様、もしくは、対外的にもどのように説明するかを問われてきました。

結果、このことが、2022年度の多様な学び実践研究フォーラムも含めた全ての事業と運営の方向性に影響するため、この会の運営に困難を来したというのが結論です。

解散についての議論の経緯と東京シューレ性加害事件に対する当会の見解について 質問

『共同代表の意見が一致をみななかったので、その組織の運営が困難になる』ということは分かるが、“何の、どこの意見が一致しなかったのか”をきちんと説明しないと、社会的に責任取れないのではないか。この会の目的は、教育機会確保法で、学校以外の場での学びが法律で認められたことを受けて、さらに運動を進めることだと思う。学校以外の学びが一層重視される社会になっていくとするならば、当然、この会の社会的な責任もますます大きくなる。学校以外の多様な学びの場において、子どもの安全と安心の確保や、人権の擁護といった絶対的な責任について、どう果たしていくかが問われる。

この会と運動を牽引してきた東京シューレで、性加害事件という、絶対あってはならない事件が起きてしまった。しかし、共に運動を進めてきた立場の人たちに、具体的な状況が全然知らされていない。

どんな団体であれ、組織であれ、重大な不祥事であるとか事故が起きた場合に、5つの事柄を対外的に明らかにする責任があると思う。具体的には、なぜ事件が起きたか、なぜ防げなかったか、事件が発覚した後の対応と、そこに問題があればそれを含む。

これまで、こうしたことが明らかにされないことによって、学校のいじめや体罰による問題について覆い隠されてきたが、この会はこうしたことを批判をしてきた立場である。

また、事件に対する対応について、具体的には、裁判で、被告である東京シューレから口外禁止条項を求めたこと、提訴から和解までの3年間、理事会に報告されていなかったこと。こうした組織運営を行ってきた東京シューレに対して、この会としてどう評価しどう判断するか。そういうことを抜きにして、ただ『運営できなくなったから止めます』では、絶対に社会に通用しない。

先ほどの続きの4点目は、再発防止の具体策を出すこと。それで、その上に立って、どうしたら信頼回復ができるか。

これまでの間に、東京シューレから提起されているか。当時の東京シューレの代表は奥地氏であり、この会の共同代表⁴でもあったことから、これは単に、東京シューレの問題ではなくて、この会自体の責任と見解が問われるのではないか。そこを曖昧にしたままでは、社会的には絶対許されないことだと思う。

この会が解散するならば、それは仕方がないが、解散する以上は、この問題について、この会として、どういう評価をし、どういう見解を持つのかということ、社会的にきちんと明らかにした上で、解散すべき。このような状態でこの会が解散した場合、この運動を広めるために活動してきた我々は、誰にどんな説明をすればいいのか。

³外部サイト 朝日新聞デジタル「フリースクールでの性被害、和解『居場所の安全守って』」2019年7月6日：<https://www.asahi.com/articles/ASM7556M7M75UTIL01T.html>

⁴当会前共同代表。「奥地圭子の共同代表退任について」：2021年7月
<https://aejapan.org/wp/officialinfo/info20210801/>

説明 江川代表

東京シューレの事件に関して、私自身が今のご指摘と違う意見を持つてるということではないことを、ご理解頂きたいと思えます。

当会として見解を作るべきというご指摘も、個人的に非常によく分かります。しかし、共同代表という体制をとっており、私個人で見解を作ることができる組織ではありません。

代表として、意見、見解をまとめきれなかったという結果に対して、私が皆様に謝罪して解散するという事です。

議長による補足

当会は、共同代表制をとっていましたが、しばらく前⁵から、当会の代表者は江川さん1名となっています。

説明 吉田敦彦氏（2022年4月まで共同代表）

東京シューレの事件と事後の対応について、質問で5点のご指摘をいただきましたが、例えばそういうことについて、我々が明確に判断できるだけの情報が公にされていません⁶。

在任中、我々としても、出来る限り、各方面のいろんな立場の人にお話を聞くなどしてきましたが、その見解が一通りではなく、拡散して、割れています。

この会として、見解をまとめたり、評価を定めるための、明確にするだけの情報が出ていない中、それでも、共同代表それぞれが得ている情報や、それに基づくそれぞれの見解があり、意見が割れることとなりました。

共同代表の間で、具体的に交わされた議論について、『責任があるはずの人が、運営会議に残ってるのは、おかしいのではないか。解任すべきではないか。』という意見と、一方で、『他団体に起きた問題に介入すべきではない。』という意見もありました。『情報や根拠が不十分な中で、解任はできないのではないか』、『いや、解任すべきだ』という議論を延々と...この間には、なんとか運営していけるのではないか、という思いもありながら...続けてきました。

こうした状況の中、会の事業として、たよまなカフェをなんとか開催しましたが、多様な学び実践研究フォーラムの実行委員会を立ち上げることはできませんでした。例えば、昨年度の実施の経緯を踏まえ、『実行委員や登壇にどういうメンバーが入っているのか』『入ってはいけないのか』という議論で膠着する状況になりました。この問題がある限りは、白紙に戻して、ゼロからスタートするような、そういう冷却期間を置いて、解散して再出発するしかないのではないかという判断に至りました。これらが、4月に辞任した共同代表としての説明です。

意見 奥地圭子氏他、連名（学校法人東京シューレ学園所属）

・当会は、多くの人々の協力を得て、教育機会確保法を誕生させ、学校復帰施策の一定の転換を実現したが、次の段階としてすべてのオルタナティブ教育が認められる状況になるよう取り組む必要がある

・かなりの方は、東京シューレの性加害事件のせいだと思っているかもしれない。奥地は責任を感じ、共同代表は辞任した。被害女性に対しては心からお詫びし、傷ついた心身の回復を祈っている。

⁵ 共同代表の体制について：発足当初3名。2021年9月総会*で交代があり5名へ。2022年2月から4名。4月から1名。

*2021年9月総会議事録 <https://aejapan.org/wp/report/202109soukai/>

⁶外部サイト「フリースクール東京シューレ」東京シューレ性暴力加害事件について <https://shure.or.jp/about/pickup.html>

- ・起きてはならなかった人権侵害が、多様な学びを求めるために、さまざまな団体や人が集まったこの組織の一団で起こった。起こったから解散につながるというのでは筋がとおらない。けしからんと問題にする人がいれば、「シュレーの中で起こった問題は、シュレーの中で解決してください」ときちっと示されればいい
- ・奥地が運営委員継続を希望したことに対し、江川代表から、フリースクール全国ネットワークごとこの会を辞めるという抗議があった。それは脅しであり民主的でない、排除だ。
- ・大変無責任な解散だ。共同代表が4名とも辞任された今となつては、解散はやむなしかもしれないが、この議案書には同意できないので、反対。

意見

NPO法人東京シュレーの、事件当時、また、訴訟当時の理事長であった奥地氏から、他人事のように言われることは、責任を感じていないとしか受け取れない。

被告から口外禁止条項を提案したこと、法人の理事会に3年間も報告していなかったこと。そして、この会の共同代表でもあって、会に何も報告していない。そういった自分の責任を棚に上げて批判することに納得ができない。具体的に答えてほしい。⁷

議長より論点の整理

解散に至る議論の経緯について

共同代表の間でも、運営会議でも、質問に挙がった課題をどう扱うかについて、毎回、非常に消耗する議論が繰り返されて、運営をやっていると思われる時期もあったものの、実際は、なかなかそうならなかったということですね。

この会が大事な役割を果せないまま続くのであれば、この際、1回解散して、新たな体制というものを、誰かがまた作って出発するという風に委ねた方がいいのではないかという提案である、と、辞任された共同代表からも説明がありました。

その中身は、端無くも、今、質問で出されてきたものということでした。こういう議論が、ずっと続き、責任を持つことが困難という理由でした。

私自身も、この会は社会的に非常に大事な役割を果たす会ですので、続けられればもちろんいいと思っています。しかし、リーダーやメンバーの中で、意見対立が解消されずに、感情のしこりも含めて、リーダーが責任をもって運営できないような状況になってしまったということが、解散の理由だという風に整理させていただきたいと思います。

意見

会の発足から運営会議にずっと関わってきた。まさしく、今行われてきたような議論があり、問いに対して答えが出せないという、この状態がずっと続いていた。どうしてこうなっているか、わかっているけれども、改善できない状態がずっと続いているということは異常な事態で、解散せざるを得ないと受け止めている。

確かに、この会を止めてしまうのは、非常にもったいないと思うので、是非、新しい動きができるよう願っている。

議長

解散と言っても、この社会から、こういった組織をなくしてしまうというのではなくて、改めて、どなたかが再構築をしていくということに委ねたいということだと思います。

教育の現場を見たら、この会が果たしたような役割を、もう一度しっかりと組織を作って果たしていくということは、社会的にはとても大事であることは、皆さんご了解だと思います。しかし、この会が、今のまま続けることは、とても難しいということで、とにかく一旦解散させたいという提案でした。

⁷ 回答にあたる発言については、進行上、後半に。P.6の奥地氏の意見を参照。

意見

東京シューレの責任云々はあるとは思いますが、会の解散というのは相当大きな問題。会費を頂いて運営していた責任があり、解散は無責任ではないか。

意見

性加害の問題は、どこの施設でも起こりうる。こういった事件が起こった時に、団体がどうやって責任を取るのか、社会的に対処していくのかという共通見解が出せないということは、不健全ではないか。

東京シューレから、事件と事後対応に関する当会への説明

質問

『判断材料が得られないから、よくわからないから解散』と言う風に聞こえる。東京シューレはこの会に所属しているのに、事件と事後の対応について、東京シューレから報告されないままである経緯や、状況について知りたい。

説明 江川代表

東京シューレの事件に関しては、性加害を受けた被害者の方との関係性もあるので、事実関係を明らかにできないということは、我々もやむを得ないというは受け止めています。それに対して、我々自身が、この多様な学びを実現する会として、今後どういう風に進むべきかというところで意見が別れました。

それが結果的には、“事業を運営する責任は、誰が負うか”という点で、最終的な意思決定ができませんでした。

説明 喜多明人氏 NPO法人東京シューレ代表理事

私は、人権問題に取り組んできた研究者であったことから、この性加害事件の人権侵害などの問題の解決のために、自分にできることをという思いで、昨年6月⁸から、NPO法人東京シューレに関わらせていただいています。また、この会の発足から昨年9月まで、この会の共同代表でもあり、この会の現状にも責任を感じています。

事件と事後対応の報告に関する一番大きな問題は、被害に遭われた方に、東京シューレの法人としての不誠実な対応、二次加害のくりかえしによって大変な不信感を抱かせてしまったことです。そのために、被害に遭われた方と私たち法人との意思疎通が滞り、性暴力加害事件の検証報告書を公表することができませんでした。今は、東京シューレ側が、被害者に対して誠意を尽くして、少しでも不信感を払しょくできるよう努力するしかない、というのが現状です。人権委員会から理事会に提出された検証報告書についても、被害者の了解を得ないで提出されたため公表は困難であり、今後は被害者との関係の修復をはかりつつ、被害者の意向をふまえて再検証していくしかない、と考えています。

東京シューレとしましては、この会の現状のように、関係団体にご迷惑をおかけしていることから、できるかぎり説明責任を果たす努力は続けてまいります。しかし、それでも共同代表の方々にとっては、この性暴力加害事件に対応していくためには、あまりに判断材料が不足してしていることは間違いなく、運営を非常に混乱させてしまったことは、東京シューレの責任です。

⁸ NPO法人東京シューレ性加害事件訴訟和解成立後。喜多氏は、現在、NPO法人東京シューレの代表理事（外部理事）。また、当会の発足当初から2021年9月まで共同代表で、現顧問。

意見 奥地氏

- ・私は、NPO法人東京シューレの人権委員会報告書を認めていないし、NPO法人東京シューレを退いた経緯も納得できないが、責任は感じている。
- ・（奥地氏が口外禁止条項を求めたこと、提訴から和解成立までの3年間に、理事会への報告が無かったことについての説明責任を問う声に対して）外部への説明に関しても、経緯も守秘義務に入っており、弁護士と相談しながらやってきたことだ。
- ・事件の中身によって、会の解散をする、しないではない。事件はどこの団体でも起こりうる中で、どうしていくかが一番大事。

意見

東京シューレの性加害事件と訴訟のことが公になって以降、多様な学び実践研究フォーラムで、“多様な学びの場で権利侵害が起きた時にどうするか、また、権利侵害を起こさないために何をするか”をテーマに、2020年、2021年の分科会を企画、実施した。このテーマは、事件の起きた法人だけではなく、他の場でも共通する課題として取り組んだ。

しかし、会として一致して取り組めていないことに対して、参加者から強く非難するご指摘があったり、分科会にお招きした専門家にも批判が向けられるような状況が続いてしまった。

問題が起きた団体において、本来であれば事件と事後の対応について第三者による調査を行うべきところだが、この会が、事件そのものに対して紛糾しているのではなく、この問題について、一緒に考えていくことができなかつたということが問題であったと感じている。

みんなで考えていく場になっていれば、今とは違った会の姿があつたのではと思う。被害を受けた方をさらに傷つけながら、実践研究フォーラムのような事業や活動をやっていくような団体であってはならないと思う。

全体のまとめ 議長

解散に至るきっかけのかなりの部分が、東京シューレでの性加害事件への事後の対応についてということで、それについての質問が多く出されました。

NPO法人東京シューレの現代表理事の喜多氏から、現在公表できる内容の範囲についてお話があり、NPO法人東京シューレの前代表理事の奥地氏（現学校法人東京シューレ学園理事長）からも、ご発言がありました。

それで、この間、共同代表の方々に対して、喜多氏がご存知のようなレベルで丁寧に伝えながらも、必ずしも、共同代表の方々の中で、深くそのレベルで議論したとは限りません。ただ、その対応の仕方についての評価というものに対する、意見の一致は簡単にはできなかったということでした。

東京シューレで起きた性加害事件と、多様な学び保障法を実現する会の解散は、本来は別の問題ではあるものの、内容には、かなり重なつたところがあるということ、どう評価するかによって、5人の共同代表の中では、簡単に一致できなかったということでした。

しかも、会の運営や対外的な事業を実施する際に、そのことが全てに影響するということがあつて、これ以上責任を持って運営するということは難しい。今のこのつながりの中で、会の継続ということについては、これと同じこと繰り返していく可能性もあるということで、1回ここで断ち切るべきだ。それで解散を一回するべきだ。そういう提案だと、私は議長として受け止めました。

解散の提案は審議事項なので、賛成反対の採決をしたいと思います。賛成の方は、挙手をお願いします。今の段階で判断することが難しい方は、棄権していただくことができます。

採決

議長を除く出席者32人のうち26人が賛成。

議長

会則に基づき賛成過半数で、この審議事項が可決されました。本日をもって、この会は解散となります。解散が議決されたことにより、追加の審議事項が生じるので、これについて、江川代表から説明をお願いします。

◆追加審議事項について 議案書P.8 参照

- ・清算人の選定
- ・残余財産

質問

寄付先の候補を、公益財団法人日本ユニセフ協会に決めた経緯は？

説明 江川代表

寄付先との利害関係が生じないよう、この会に近い活動は対象外とし、この会の活動が、子どもの学びに関する団体なので、子どもの命と健康を守るという活動目的をもった寄付先を候補としました。

採決

議長を除く出席者32人のうち27人が賛成。賛成過半数にて可決。

審議終了

【閉会】

【閉会后：事務局よりお知らせ】

①議事録の公開について：後日、当会ホームページに掲載予定です。

②ホームページについて：

当会のホームページは、普通教育機会確保法の立法や運動の経緯、イベントなどで集積された情報や記録、資料を掲載しており、会の貴重な財産でもあります。簡単に閉じることはできません。

今後、様々な団体・市民による多様な学びの推進の参考として活かされるよう、当会の解散後も、有志による維持管理を想定しています。期間は、少なくとも5年間を目途として、この状態を維持します。

③会費の返還について：

・2021年12月から、年会費の有効期間を支払日から1年間としてご案内していましたが、会員から返還の請求があった場合に返金します。

年会費が有効期間中の会員のみなさまには、E-メールでご連絡をいたしますので、よろしくご確認ください。

終わりに

本日はありがとうございました。そしてまた、違う形で、笑顔で皆さんと再会できると信じています。本日はどうもありがとうございました。

以上